

荅北町広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、荅北町広告掲載要綱（令和4年荅北町要綱第5号。以下「要綱」という。）及び荅北町広告掲載基準に定めるもののほか、毎月21日に発行する荅北町広報紙「広報れいほく」の広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の申込方法)

第2条 要綱第6条の申込みは、原稿の素案を添えて希望する広報紙発行月の前月21日までとする。

- 2 同一申込者が申し込める広告は、広報紙1号につき1件限りとする。
- 3 申込者が多数の場合は抽選とする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

種類	大きさ	色	月額掲載料
規格1枠	縦48.75mm×横85mm	一色刷り	5,000円
規格2枠	縦48.75mm×横174mm	一色刷り	10,000円

※上記掲載料には、取引に係る消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

(広告掲載の位置及び順序)

第4条 広告物の掲載位置及び順序は、町が指定する。

- 2 広告掲載決定後に広告の内容、デザイン等が要綱等に規定する基準に抵触又は抵触するおそれがあるときは、修正を求める。

(広告の作成及び提出)

第5条 広告の原稿は要綱第8条に規定する広告掲載者により作成するものとし、作成に係る経費は広告掲載者が全て負担するものとする。

- 2 掲載の決定を受けた広告の電子データ原稿及びそれを印刷したものを掲載予定の広報紙発行月の1日までに提出する。

(広告掲載料の納入)

第6条 広告掲載料は、広報紙発行月の1日までに一括で納入するものとする。

- 2 一度納付された広告掲載料は還付しない。ただし、町の業務上やむを得ない事由が生じ、広告の掲載ができなくなったときは別途通知するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年10月1日から施行する。